

県庁舎等ねずみ及び昆虫防除業務委託仕様書

この仕様書は、県庁舎等ねずみ及び昆虫防除業務委託について大要を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 業務の目的

県庁舎等の衛生的環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づくねずみ及び昆虫の防除及び点検を行う。

2 業務の対象範囲

山形市松波二丁目8番1号地内

山形県庁舎 知事局棟（車庫A棟含む。）（延面積： 35,550 m²）

山形県庁舎 議会北棟（延面積： 5,743 m²）

山形県庁舎 議会南棟（延面積： 7,341 m²）

山形県警察本部（附属棟含む。）（延面積： 10,365 m²）

山形県警察本部分庁舎（延面積： 1,923 m²）

3 業務内容

(1) 保全点検業務

ア 月に2回行うこととし、表1に定める場所におけるねずみ及び昆虫の生存状況を確認する。ただし、一斉防除施工を予定している月においては、月に1回とする。

イ 点検の際に、ねずみ及び昆虫の防除作業をそれぞれ表2に定める頻度で行う。

(2) 一斉防除施工

業務の対象範囲におけるすべての課室、通路及び階段に一斉防除施工を行う。施工は年2回行うこととし、防除する対象は主にゴキブリ、ダニとする。

4 業務実施方法

(1) 防虫作業

ア 防虫作業は、専門的な立場からより安全で確実な方法を用いること。

イ 薬剤を使用する際は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いることとし、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員及び庁舎の利用者の事故の防止に努めること。

ウ 害虫を駆除した後も、常時、幼虫や卵が外部から持ち込まれない状態を保つこと。

(2) 防そ作業

ア 防そ作業は、専門的な立場からより安全で確実な方法を用いること。

イ 薬剤を使用する際は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いることとし、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員及び庁舎の利用者の事故の防止に努めること。

ウ 常時、ねずみが侵入することを防ぎ、侵入しても住み着けない環境を保つこと。

5 作業員

(1) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(2) 受注者は、現場主任者については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。

(3) 受注者は、従業員について、ねずみ及び昆虫防除作業員名簿を作成し、毎年4月10日までに発注者に提出してその承認を受けること。また、名簿の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後のものを発注者に提出すること。

(4) 保全点検業務及び一斉防除施工に際しては、業務に必要な作業員数を適宜配置すること。

(5) 作業員には、業務に必要な事項を十分に会得させ、業務の実施に支障のないようにすること。

6 業務の報告等

(1) 受注者は、年間の業務実施計画表を作成し、毎年4月10日までに発注者に提出してその承認を受けること。

(2) 受注者は、毎月10日までに、前月に処理した業務に関する業務完了報告書を発注者に提出すること。

7 業務の確認

(1) 発注者は、上記の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に処理した業務について検査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うこととし、受注者は発注者からの求めによりこれに立会うものとする。

(2) 上記(1)の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けるものとする。

8 一般注意事項

(1) 業務は、発注者の係員と協議のうえ実施すること。

(2) 業務を実施するうえで必要な安全管理は、受注者が行うこと。

(3) 業務に使用する機械、器具及び材料は、受注者の負担とする。ただし、業務に必要な光熱水費は発注者の負担とする。

9 提出書類

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号（建築物ねずみ昆虫等防除業務）の山形県知事登録を受けていることの証明書の写し。

<表1>

施設名	場 所
知事局棟	各玄関及び通用口、汚水雑排水槽、通路、階段、廃棄物分別所、給湯室、理容所、売店、書庫、倉庫、電気機械室、トイレ（県民緑地内含む。）、屋外水洗場
議会北棟、議会南棟	各玄関、雑排水槽、通路、階段、給湯室、倉庫、電気機械室、トイレ、屋外水洗場
山形県警察本部 （附属棟含む。）	各玄関、汚水雑排水槽、通路、階段、給湯室、理容所、売店、倉庫、電気機械室、トイレ、屋外水洗場
山形県警察本部分庁舎	玄関、通路、階段、給湯室、倉庫、電気機械室、トイレ

<表2>

作業の種類	頻 度
防そ作業（ねずみ）	6箇月ごとに1回
防虫作業（ハエ、蚊）	6月から9月まで、毎月1回